

議 案 第 74 号

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、関係普通地方公共団体と協議するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を定め、当該協議会を設けることにより、松戸市、市川市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市が共同して消防指令事務を管理し、及び執行するため。

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、松戸市ほか5市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、松戸市、市川市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出場指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を共同して管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、千葉県松戸市松戸新田114番地の5松戸市消防局内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市の消防長の職にある者（会長及び副会長の職にある者を除く。）及び関係市の消防長が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員の中から、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、現に在任する委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合には、協議会は、当該事務に関する松戸市の条例、規則その他の規程（以下「松戸市の条例等」という。）を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 松戸市は、松戸市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合には、あらかじめ関係市に協議しなければならない。
- 3 松戸市長は、松戸市の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を関係市の長及び協議会の会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

- 2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。
- 3 関係市は、前項の規定による負担金を、松戸市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分等の方法)

第17条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合には、当該管理に関する松戸市の条例等を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の措置)

第19条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。